令和3年度第6回 教育委員会会議 会議録

- **1 日 時** 令和3年7月6日(火)13:15~13:51
- 2 場 所 教育委員会会議室 ハーバーセンター4階
- 3 出席者 <教育委員会>

長田教育長

正司委員 梶木委員 今井委員 山下委員 本田委員 <事務局>

長谷川事務局長兼教育次長 山下教育次長 工藤総務部長 竹森学校支援部長 羽田野学校計画担当部長 藤原学校教育部長 松本教科指導担当部長兼総合教育センター所長 河野児童生徒担当部長

- 4 欠席者 0名
- 5 **傍聴者** 4名(一般4名・報道0名/報道0社)
- 6 会議内容

(長田教育長)

それでは、ただいまから教育委員会会議を始めます。

本日は、議案2件、協議事項6件、報告事項が1件です。

まず非公開事項について、お諮りをいたします。

このうち教第19号議案につきましては、教育委員会会議規則第10条第1項第2号により、職員の人事に関すること。また、協議事項11、協議事項14、協議事項15、協議事項16、協議事項17につきましては、同項第1項第6号により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって非公開とすることが適当であると認められるものに、それぞれ該当すると思われますので、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(替同)

(長田教育長)

ありがとうございます。

それでは、今申し上げました議案、協議事項につきましては、非公開といたします。

報告事項1 神戸市立工業高等専門学校の今後のあり方検討委員会について

(長田教育長)

それでは、まず報告事項の1からまいります。神戸市立工業高等専門学校の今後のあり

方検討委員会についてです。

それでは、簡単に説明をお願いいたします。

(東政策調整担当課長)

神戸市立工業高等専門学校のあり方検討委員会につきましては、この7月2日に第4回目が開催されたところでございます。

これまでの高専の現状の課題、その将来像、それらの対応策については検討が行われてきてまして、その対応策の一つとして、例えば、地方独立行政法人化や、市立大学と一体化の可能性については言及がありました。第4回会議におきましては、会議資料も合わせて送付をさせていただいておりますが、第3回会議に引き続きまして、例えば、教育カリキュラムの充実であるとか、研究開発、人材育成の促進と、そういった高専の課題解決と、理想の将来像の実現に向けた検討が行われています。

このたびの第4回会議では、報告書の骨子についても検討されておりまして、報告書の 提出が8月頃をめどに出される見込みとなってございます。今後とも、この議論の状況に つきましては、適宜報告をさせていただきたいというふうに考えております。どうぞ、よ ろしくお願いいたします。

以上でございます。

(長田教育長)

それでは、この件について、御意見はございませんか。

(正司委員)

大学と同じ法人体制の中に、学校を持っていくという議論が、報告書の中で入りそうなのですけれど、入ってくる大学側のほうが、どうこのことを考えるかという点、この委員会の所掌とは別ということかもしれませんが、意見収集しておかないと、今後の議論のときに、齟齬が起きるのではないかと思うのです。その点については、またよろしくお願いしたいと思います。

(東政策調整担当課長)

はい。

(長田教育長)

よろしいですか。

(東政策調整担当課長)

はい。

(長田教育長)

ほかにございませんか。

いずれにしましても、この検討委員会の報告書をまとめていただいて、それを基に教育委員会としてどう対応していくのか、どう進めていくのか。そして、また、市長部局のほうと関わりが出てくる部分についても、整理をしていかないといけない、対応を検討していただければならないということになると思いますので、今、正司委員がおっしゃったことも含めて、いろんな可能性を十分念頭に置いて、事務局としても、引き続き検討を続けて下さい。

(東政策調整担当課長)

はい。

(長田教育長)

よろしいでしょうか。

教第18号議案 令和4年度使用神戸市立高等学校の使用教科用図書の採択について

(長田教育長)

それでは、次にまいります。教第18号議案、令和4年度使用神戸市立高等学校の使用教 科用図書の採択についてです。

(河野学校教育担当課長)

お手元の資料のほうを御覧ください。高等学校の教科用図書の流れなんですけれども、4月13日に第1回の教育委員会会議を実施しておりまして、その資料1がそれに当たります。資料1の3は、神戸市における令和4年度の採択要領が示されておりますが、これに基づきまして、本年度の採択事務が行われております。高等学校におきましては、2の採択までの手続、(2)の2行目にある、毎年自校の教育課程に則した教科用図書を選定し、教育委員会に申請するというふうになっておりまして。この部分を受けて、本日御審議をいただき、承認をいただく予定になっております。

資料1の4につきましては、高等学校における教科用図書の流れを図示しております。 現在の作業段階は、図中の①、②、採択業務の決定及び通知、各学校による中央の四角内 の作業、③の申請書の提出までが終了しております。そして、④の採択決定の現段階でご ざいます。

資料1のほうにつきましては、今年度の採択事務日程です。下から2段目、7月6日の

教育委員会会議での御承認をいただいた後、7月16日金曜日までに各高校より教科書の需要票の提出を求め、今年度は7月21日水曜日が県教委への採択教科用図書の報告の締切となっております。県教委におきましては、使用教科図書名、それから数量を報告いたします。これを通常、需要数の報告と呼んでおります。需要数は、県教委を通じて、文科省に報告され、その後教科書会社へ必要数が発表されるという流れになります。

資料1の6につきましては、教科用採択の公正確保、それから、1の7は、教科書の展示会についての資料です。

資料2のほうに、教科用図書の展示会での中間結果を示しております。6月26日までの中間集計によりますと、高等学校に関係する2会場は、教育センターと中央図書館が閲覧者数が18名ありまして、市民からの御意見は、2通ありました。その中の1つは、A5判の教科書が増える中、情報量が多くなり過ぎず、B5判が見やすいといった御意見をいただいています。

資料3は、教科用図書の選定に関するものです。資料3の1は、各学校の選定委員の一覧です。

この選定委員が各学校で、編成された教育課程に基づいて、開講する各教科で使用する 教科用図書を、分量、配列、程度などさまざまな観点から比較検討し、優劣を調査票にま とめた上で、3の2から3の4にありますように、各教科の調査結果を基に選定委員会を 開き、教科用図書を各学校で選定をしております。資料には一例として、須磨翔風高校の 記録を上げさせていただいております。

資料4については、各学校より提示された教科用図書選定に関する申請書です。申請がありました教科用図書は、全市立高校8校でのべ512冊、284種類になります。この申請書は、各校の全ての生徒が令和4年度に使用する教科用図書を掲載をしています。

資料の1の4から、4の8までが六甲アイランド高校、4の9からが科学技術高校、それから4の17からは葺合高校、4の22からは神港橘高校、4の26からは須磨翔風高校、4の32からは工科高校、それから4の37からは摩耶兵庫高校、4の41から楠高校の申請書となっております。各学校の申請書は、令和4年度に購入して使用するものと、令和3年度の4月に購入して使用するものとに分かれております。

六甲アイランド高校の例で説明しますと、資料の4の1から、4の6までの教科用図書は令和4年度に購入。それから、資料4の7、4の8の教科用図書については、令和3年度以前に購入した教科用図書を継続使用するものです。新学習指導要領の実施が令和4年度でありますため、令和4年度の入学生の教科用図書は全て新規選定であるため、表中の右欄にその選定理由を記載させていただいています。

2年生以降の生徒が使う使用図書については、旧学習指導要領の中で実施されるため、 昨年度と大きな変更はございません。よって、表中の選定・変更の枠が空欄となっている 場合が多くなっております。

ただし、2年以上の学年で使用する教科用図書を変更する場合は、変更理由も記載させ

ていただいております。

このように、各学校から申請書が提出されております。採択に関する御審議をどうぞよ ろしくお願いいたします。

以上です。

(長田教育長)

この件について、御質問、御意見はございませんか。

(山下委員)

このたびの大変丁寧な採択手続ありがとうございます。1点、ちょっと確認なのですけれども。先月あたりですね、今年に入ってから、教科書における、特に歴史の教科書の記述について、少し報道で触れられていたと思うのですけれども、そうした状況につきまして、もし何かありましたら、御説明いただきたいと思います。

(河野学校教育担当課長)

ありがとうございます。

歴史教科書の中で、いわゆる従軍慰安婦という表現がなされているものについて、それが適正なのかということが、社会で話題になったものでございますが、その報道を踏まえまして、我々としても、文科省がコメントを発表しておりますので、今後どうなるのかということについて、改めて文科省のほうに問い合わせを行いました。といいますのも、いわゆる我々の手元に届いている教科書と、いわゆる来年4月から教科書それが、訂正が入るのかどうかによって、内容が変わってしまう可能性がありますので、そういったことがあるのかないのかといったことが、やっぱり採択する上で重要になってきますので、問い合わせを行いました。その結果、文科省としましては、教科用図書の検定規則で、教科書会社からの訂正申請の状況については、結果が出るまで公表できない決まりになっているので、申し上げることはできませんという答えがありました。ただし、2014年の検定基準の改正で、政府の統一的な見解、または最高裁判所の判例が存在する場合には、教科書にそれに基づいた記述をするということに定められているため、4月27日の閣議決定で政府としての見解を示しており、これに基づいて、適正に処理をされるものとして、採択時も行えばよいといった回答をいただいております。ということで、改定を前提に採択を行っております。

(山下委員)

ありがとうございました。

それは教科書会社のほうで対応をされると思いますので、その動向を注視しながら、今 おっしゃっていただいたようなことで、理解いたしました。引き続きよろしくお願いしま す。

(長田教育長)

よろしいですか。そのほかに御質問、御意見はございませんか。

(河野学校教育担当課長)

そちらが、新たな教科書と旧課程の教科書です。特に、公共であったり、情報のIであったり、それから、先ほど話題にもありました歴史総合の教科書、それから、理科関係ですね、物理基礎であったり、化学基礎であったり、そういった教科書を一部ですけれども、置かしていただいています。そのほかの教科書について、御覧になりたいという要望がありましたら、そこの台車のほうに積んでおりますので、また出させていただきます。

(梶木委員)

御意見の中に、B5サイズですとか、A4サイズとかサイズのことを、言っておられる 方がおられるようですが。高校の教科書は、結構小さいですね。

(河野学校教育担当課長)

そうですね。

(梶木委員)

これは、A5サイズですか。

(河野学校教育担当課長)

A5サイズは、真ん中ですかね。

(梶木委員)

高校でも、やっぱりA5サイズが多いのですか。ここにあるのは、A4が少ない。

(河野学校教育担当課長)

本来、全体的には、A5以上のものが多くなっているという傾向にございます。

(梶木委員)

これも検定版。

(河野学校教育担当課長)

検定版ですね。

(梶木委員)

選ぶときの大きさって気になさるのですか。高校の選定委員の方は。小学校とかだった ら、重さだったりとか、そういうのをよくおっしゃるのですけれど。

(河野学校教育担当課長)

高校の場合は、学校によっても異なりますが、教科書は学校のどこかに置いているケースが多いので、あまり持ち運び上のことは、高校では入れないことが多いです。

(梶木委員)

高校になったら、そうやってまず、自分たちでできるんだなって思いますけれど、最後、 結構まだまだいろいろ、小学校は割と、中学校は整ってきた感じなんですけれど。高校に なると、一気に小さいサイズが出てくるのだなということを思います。

(本田委員)

あまりサイズは見ないですよね。

(河野学校教育担当課長)

そうですね。机の上にどういうふうな形で、ノートとか広げるかによると思うのですけれども。社会科系の科目、地歴、公民はやっぱり図がどうしても大きくなったりとか、見やすくしようと思うと、そういうのはあるのかもしれないですね。

本当はでも、理科系の科目も図版を広く取ろうとすると、ちょっとA判のほうがいいのかもしれないのですけど、限られた情報量で、価格も定まっているので、そこにいかに盛り込むかというかとなっているかと。ただ、我々のときから比べると明らかに見やすいという。

先ほど歴史の教科書についてのお話をしましたけれども、六甲アイランド高校の資料4の1のところに、歴史総合の教科書の選定理由が書かれておるのですけれども、見開きで、大単元やテーマが完結していると。必修科目として、生徒が整理して見ることができる、テーマごとに関連項目で整理しているため、多くの教師にとって、教えやすく、汎用性がある。トピックや特定の表・図が多過ぎず適度であり、単元の分け方やつながりが生徒にとって理解しやすい。アプローチする問題に対して資料、文字の分量のバランスが最適である。世界の歴史の中の日本の歴史という観点であり、世界史にも日本史にも関わる共通点などが比較しやすいため教えやすいといった選定理由になっております。

ここで、先ほどおっしゃられたような非常に図とかのバランスがいいですよというようなことが選定の一つの理由になっているということです。

(長田教育長)

ほかにございませんか。よろしいでしょうか。特にないようでしたら、教第18号議案、 承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございました。

協議事項1 学校園における新型コロナウイルス感染症対策等について

(長田教育長)

続いて、協議事項の1になります。学校園における新型コロナウイルス感染症対策等についてです。そうしましたら、説明をお願いします。

(浜西健康教育課長)

令和3年6月30日時点の学校園における感染者の推移を表にまとめております。令和3年6月の欄を御覧いただきましたら、合計14名ということになっております。4月、5月に比べて、感染者の数は落ち着いてきておる状況でございます。完全にゼロになっているかといいますと、7月に入ってから、本日までに3名の感染の報告もいただいております。引き続き感染防止対策に努めていく必要があるというふうに考えてございます。

(周尾総務課長)

続きまして、資料2ページを御覧ください。

少し前になりますけれども、緊急事態宣言の解除に伴いまして、6月18日付で6月21日 以降の市立学校園の対応についてということで、ホームページへの掲載、学校への周知を 行ってございます。

これまでとの主な変更点でございますけれども、3ページ目の真ん中あたり、(3)学校園の行事等ということで、これまで泊を伴う校外活動であったりとか、伴わない校外学習につきましても、かなり制限をかけておったのですけれども。この時期から、泊を伴う校外学習であったりとか、授業参観等につきましては、感染防止対策を徹底した上で実施することができるというふうに、どっちも変更してございます。

それから、その下の(4)でございますが、部活動につきましても、この時期までは緊急事態宣言期間におきましては、中学校、義務教育学校につきましては、原則、実施しない、休止するということでしてございましたけれども、中学校につきましては、平日週4日間、各2時間以内等々ですね、制限を設けた上で実施可能ということにしてございます。

また、対外試合につきましても、基本的には実施しないということにしてございましたが、 中学校では当面の間、原則神戸市内に限る。高校で県内に限るという条件をつけまして、 実施を認めてございます。主な変更点は以上です。

また、この11日までのまん延防止等重点措置区域の関係がございます。まだ、政府の方針決定、それを受けての、県、市の方針決定はございませんけれども、また、どういうふうに対応するかというのは、現在検討中でございます。

(浜西健康教育課長)

引き続き、資料の5ページを御覧ください。児童生徒のワクチン接種の留意事項について、各学校園に通知をした内容です。まず、12歳から15歳の方へのワクチン接種については、診療所・病院での個別接種を推奨するということの周知をしております。あわせまして児童生徒、新型コロナワクチンの接種を受ける、または受けないことによって、差別やいじめなどが起きることのないように書いてございますが、ワクチンの接種は強制ではないということ、周囲に強制はしてはいけないということ。また、さまざまな理由によって、接種することができない人や接種を望まない人もいるということ。その判断は尊重されるべきであるということ。これらを教職員がまずは理解をした上で、児童生徒の発達段階に応じた学習を行うこと。こういったことを、周知をいたしております。

これらは7月1日に今申し上げた内容ですけれども、保護者へ通知をした通知の内容で ございます。このときに、7ページ以降から10ページにかけまして、文科省と厚労省、全 面の通知文を参考にお付けしております。11ページは、市長から教育長宛ての通知文でご ざいます。

(周尾総務課長)

続きまして、その次のページ、12ページを御覧ください。

学校園の教職員等のワクチン接種の優先予約ということで資料にお付けしています。一つ目は6月11日付で発表がございましたが、保育所、幼稚園、特別支援学校等保育士・教職員等ということで書いてございますが、例えば、小中学校を含めて養護教諭、それから特別支援学級を担当する教職員も含めまして、優先予約の対象とすると、6月30日から優先予約ができるようにしますという、神戸市の指示でございます。

その次のページです、13ページを御覧ください。

こちらが、6月24日付の発表でございますが、それ以外の小中学校、高等学校、高等専門学校の教職員、青少年育成センター等ということで、こうべ学びの支援センターがございますが、こちらの教職員につきまして、優先予約の対象とするということで、7月5日から優先予約が開始できるというふうに、神戸市の方針として発表したものでございます。その次の14ページを御覧ください。

という形で、これまで進めておったのですが、先週金曜日7月2日に、神戸市から発表がございましたが、ファイザー社製ワクチンの不足によりまして、1回目接種予約のキャンセルということと、新規予約受付の一時停止ということで発表がございました。7月6

日現在で、この後の予約が開始される見込みについては、まだ現在方針は示されてございません。

説明については、以上になります。

(長田教育長)

それでは、御意見、御質問を受けたいと思いますが。今後の方針に係る内容につきましては、後ほど非公開の場で協議をしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

それでは、今後の方針以外の部分で、御質問、御意見があればお願いしたいと思います。

(梶木委員)

12ページに、12歳から15歳の方へというので、個別でということを推奨と書いてあるのですけれども、高校生の年齢については、何か発出されているものはあるのですか。これ中学生ですよね。

市立高校とか高専の生徒がいると思うのですけれども、そこに対してはどういうふうな 扱いで、今やっているのか教えてもらいたいと思います。

(周尾総務課長)

これまで、神戸市長からの報告の文章がございますが、16歳以上ということで、ファイザー社製のワクチン接種が可能ということでございましたので。神戸市のほうから、もともとかかりつけ医で接種しましょうと。かかりつけ医がない場合とか、かかりつけ医が打てない場合は、集団接種会場、大規模接種会場でも打てますよと。それは、16歳以上、成人も含めた、それは考え方でいいとございます。

この文章につきましては、報道で集団接種というようなものも出まして、それを受けて、 そういうこともあって、文科省、厚労省からも通知があったものを受けて、改めて個別接 種を推奨するという考え方が、神戸市長から示されたというふうに理解をしてございます ので、これまでの方針では、16歳以上については、一般接種と一緒という考え方でござい ます。

(梶木委員)

ということは、特に学校から何かということはないということですね。どこの高校においても、一般の私たちと同じということで。

(周尾総務課長)

そうですね。そういう考え方の下、特段、学校であったり、教育委員会からの発出はしてございません。

(梶木委員)

特に、保護者からそういう意味で、問い合わせとかは、高校生なんかもないですか。

(浜西健康教育課長)

健康教育課のほうには、問い合わせ等はなかったかと思います。

(梶木委員)

それぞれの学校にも、ない感じですか。クラブが、結構いろんなところで活動している と思いますので、どうなのかなとちょっと聞きたかったのですけれども。

(浜西健康教育課長)

そのことに関しましては、高校のほうからこちらのほうに問い合わせもなかったと思います。

(梶木委員)

ありがとうございます。

(長田教育長)

ほかに。今井委員どうぞ。

(今井委員)

本当にこれだけコロナの対応が長引いて、子供たちの体力の低下もすごく心配されるところにも合わせてメンタル面の影響とかですね、それを、今教育委員会の把握している、例えば、保健室利用では、人数がどう変わったのかどうかとか。あるいは、そのけがの人数が変わっただとか、体育の授業とかでですね。あるいは、カウンセラーさんへの相談件数がどう変わったかとか。数字がすぐに出てこなかったら、またちょっと一度その辺りの移り変わりみたいなところを、追って教えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

(長田教育長)

どうぞ、本田委員。

(本田委員)

先ほどの、高校生の件ですけれども。ワクチン接種に関しては、市のあれでいいのかな と思います。

先ほど小学校、中学校では、いじめにならないようにとか、教育的な立場から、ワクチン接種をどう捉えるべきかというのをインフォメーションされてると思うのですけど。高校生も、そういった教育的な立場からのワクチン接種ってどういうものなのかっていう、まだ大人ではないので、そういう今後、そういう活動と言いますか、教える機会もあってもいいのかなと思ったのですけれども、それは同じようにされていくという理解でいいですか。

(浜西健康教育課長)

はい。この通知に関しては、高校にも同じく通知を出していますので、このワクチン接種について留意すること、こういった学習を行っていくということについては、高校に対しても通知をしております。

(本田委員)

先ほど、梶木委員がおっしゃってましたけれども、クラブ活動とか、行動範囲も高校生 は広がってくるので、打った、打たないとか、そういうのがなんか、小学生以上に、ちょ っと深刻なのかなと思います。

(長田教育長)

ありがとうございました。

小学校、中学校は昨年度来、授業等の中で、そもそも新型コロナウイルスとはどういう ものでとかいう、今はワクチン接種のことについて、それ勉強してますよね。

高校のほうはどうなのですか。今回は通知文はもちろん、高校に対しても出しているということですけど。

(藤原学校教育部長)

これまでも、小中学校への教育については、高校も幼稚園も特別支援学校も全てが、授業でやるようにということで言っております。

(長田教育長)

一回、昨年度やったからいいというものではないので、今年度はまたこのワクチンの問題が出てきてますから、それも含めて継続してやっていただきたい。今年度も引き続きということで。

(藤原学校教育部長)

はい。

(長田教育長)

ほかは、よろしいでしょうか。そのほか、何か皆さんから御意見、ほかの項目で結構ですけど、ございませんか。また、何かございましたら、後日でも結構ですので、事務局のほうまで御連絡をいただきたいと思います。

それでは、本日の公開案件は、ここで終了といたします。誠に恐れいりますが、傍聴者の方々は、御退席をお願いいたします。

閉会 午後1時51分